

令和4年1月21日

郡山市長 品川 万里 様

郡山市環境審議会

会長 難波 謙二

郡山市第四次環境基本計画の策定について（答申）

令和3年6月7日付け3郡環第376号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 郡山市第四次環境基本計画の基本的な考え方

環境に関わる諸問題は、生物多様性の損失、地球温暖化に起因すると考えられている異常気象、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしている。近年のSDGs（17の持続可能な開発目標）の達成に向けた取組は、これらの問題と大きく関わるものであり、特に気候変動に関しては、最近では、2021（令和3）年11月にCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、パリ協定が目指す目標に対する各国の対応が議論され、世界中の関心を集めている。

国内においては、2018（平成30）年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」の中で、複数課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」が提唱された。

これら国内外の動向を踏まえ、複雑・多様化する環境問題を解決するためには、市民や事業者、行政等各主体の役割に応じた活動や連携した取り組みが必要不可欠であり、問題を正しく捉え、全ての行動において環境に配慮することが重要であり、先人から受け継いだ恵まれた環境を次世代に残すため次の分野別の取り組みを行うこと。

【分野別の取り組み】

- (1) 脱炭素社会の実現
- (2) 循環型社会の構築
- (3) 自然環境の保全と共生
- (4) 生活環境の保全と改善
- (5) 環境意識の啓発

さらに、本計画で重点的に取り組む項目を設定するなど、計画期限（2025年度）に達成する目標を明確にすること。また、環境施策及び指標の設定に当たっては、未来のありべき姿を起点に考えるバックキャスト思考により設定すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済の変化を念頭に、新しい生活様式（ニューノーマル）への対応、DX推進を踏まえた環境施策となるよう配慮すること。

2 分野別の各施策について

(1) 脱炭素社会の実現について

脱炭素社会に関して、パリ協定の運用や日米気候パートナーシップの立ち上げなどの国際的な取り組みのほか、国内においては2020（令和2年）10月に政府が「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」宣言を行い、2021（令和3年）5月には「地球温暖化対策推進法」が一部改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が明記されるなど国内外の取り組みが進められている。

本市は国に先駆け「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」宣言を行っており、その実現のため当審議会での審議・答申を経て策定した「郡山市気候変動対策総合戦略」では、本市における2030年度の温室効果ガス削減目標を「2013年度比30%減」としている。温室効果ガス排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」を両輪とする「郡山市気候変動対策総合戦略」を核とした脱炭素社会の実現へ向けた取り組みを行うこと。

(2) 循環型社会の構築について

本市の一人一日当たりのごみ排出量は東日本大震災以降高い水準で推移し、2019(令和元)年度1,177gと中核市の平均951gを大きく上回っており、ごみの減量や製品のリユースにより、ごみ処理や製品の生産に必要なエネルギー消費に伴う温室効果ガスも抑えることができることから、ごみの減量化・再資源化等、早急に対策を講じる必要がある。

一般廃棄物排出量を削減するためには、家庭系及び事業系廃棄物に資源物が入らないよう分別を徹底し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを進めるとともに、食品ロスの削減や2021(令和3)年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえたプラスチックの使用削減や資源循環に取り組むこと。また、廃棄物の適正処理や不法投棄対策を引き続き行うとともに、災害時の廃棄物処理体制を構築すること。

(3) 自然環境の保全と共生について

森林や農地、緑地には多様な生物が生息し、水源のかん養、自然災害の防止など多くの公益的機能を有している。しかし、開発など人間の活動や気候変動の影響、農林業の担い手不足等により、自然や緑が荒廃あるいは減少し生物多様性の損失など生態系への影響が近年問題となっている。

本市は市域面積の約7割を森林と農地が占めるなど緑豊かな地域であり、市民の貴重な共有の財産である本市の豊かな自然を次世代へ引き継いでいくため、生物多様性や森林等の自然環境の保全と自然の恵みを有効に活用した施策の推進を図ること。

(4) 生活環境の保全と改善について

本市の大気汚染や水質汚濁などの状況は、関係法令に基づく規制・指導などの環境汚染防止対策により、かつてのような著しい公害は見られなくなった。しかしながら、光化学オキシダント等広域的な汚染の発生や、都市生活型公害と呼ばれる騒音や悪臭等への苦情が寄せられている。

市民が安全・安心に暮らすための生活環境を将来にわたり維持していくため、引き

続き法令に基づき大気や水環境の汚染、騒音、悪臭、振動などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者等への啓発活動や脱炭素社会の実現にも寄与する環境負荷の少ない次世代自動車の普及、公共交通機関の利用促進など自動車からの有害化学物質の排出抑制対策を講じること。

(5) 環境意識の啓発について

豊かな環境を守り次世代へ引き継ぐためには、市民一人一人が環境問題を「自分ごと」として捉え、正しく理解し、主体的・積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、行政には市民や事業者の行動変容を促す取り組みが求められている。

環境意識の啓発のため、子どもから大人まであらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習機会の創出・充実を図るとともに、環境に関する情報の収集・発信に取り組むこと。また、市民、事業者、あらゆる団体等の連携や協働による環境保全活動を推進すること。

3 計画の推進、進行管理について

本計画の推進に当たっては、関連する各種計画との連携を図りながら、毎年度の進捗状況や達成状況を把握するとともに、評価・分析を行い、当審議会への報告が必要と考える。

また、環境を取り巻く社会情勢の変化や災害等があった場合には、本計画の見直しを含め具体的な施策を随時検討すること。

4 終わりに

本答申を踏まえ、庁内各部門が一体となって本計画に掲げた各施策の実現に取り組むこと。そのため、関連予算の確保や組織体制を随時見直すなど、総合的かつ計画的に施策の推進を図ること。